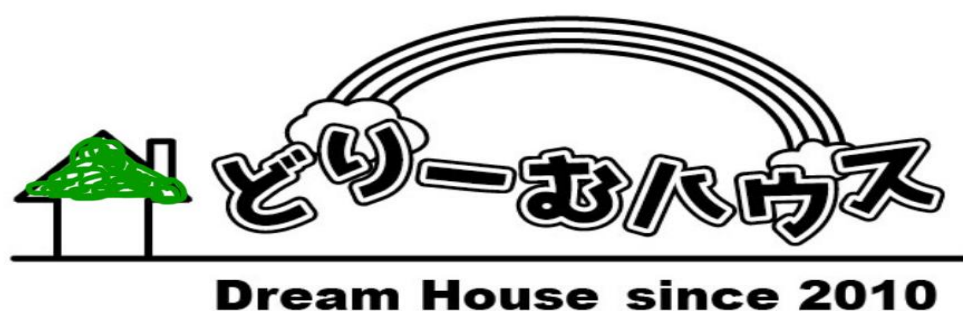


令和8年度
学童ほーむ キッズルーム
利用規約



利 用 規 約

令和7年7月

- [名 称] ・ 学童ほーむ キッズルーフ
- [所 在 地] ・ 〒479-0043
愛知県常滑市字古社 6 番地の 49 （旧介護センターみどりの屋根）
- [電 話 番 号] ・ 0569-26-0069 （星崎本部） 学童専用携帯電話 080-6617-6859
- [F A X 番 号] ・ 0569-26-0069
- [Eメールアドレス] ・ dreamhouse.roof@icloud.com
- [学 童 L I N E] ・ dreamhouse.roof
- [ホーム ページ] ・ <https://dreamhouse-hoa.com>
- [ホーム ページ ID] ・ tokuhi-dream
- [運 営 主 体] ・ 特定非営利活動法人どリーむハウス
- [代 表 者] ・ 理事 天 野 一 晃
- [目 的] ・ 子ども達の「放課後生活」を保障する場であり、心豊かに安全に生活することを目的とする。

[保 育 目 標]

☆人を思いやれるやさしい心が持てる子

☆生きる力を育てる

☆家族の一員として家庭でのお手伝いができる子

出来ないとおきらめるより、

【目的・目標を 達成するための方法・手段を考えられる力】

を養って行こう！！

- [対 象 児 童] ・ 小学生（1年生～6年生）
- 入所期間に定めなし。（通年利用では年度途中での退所はご遠慮ください。）
- （毎年2学期ごろに次年度の利用継続の意向確認あり）

〔開 所 時 間〕

開所日	平日（学校がある日）：放課後～18：00（～19：00 延長保育）
	土曜日 8：00～18：00（早朝保育、延長保育なし）
	長期（春、夏、冬）休業日 8：00～18：00 （7：30～8：00 早朝保育、18：00～19：00 延長保育）

※早朝・延長保育は別途料金が必要です。事前申請が必要です。

※学校の都合（振替休日等）で1日保育の場合、長期休業日と同じ保育時間となります。

〔休 所 日〕

- ・通常：日曜日・祝日
- ・年末年始：12月29日～1月4日
- ・盆休み：8月13日～8月15日 ※協議により開所・閉所変更あり。

〔支 援 内 容〕

- ・心と体を豊かにする遊び、スポーツ、宿題、お手伝い、読書等支援する。

〔支 援 員〕

- ・上記の活動を支援する支援員を置く。

〔保 育 料 規 定〕

●傷害保険

1,500 円／年（1 人あたり）

※傷害保険は、保育料と共に引落としとなります。

●保育料

利用期間		保育料	おやつ教材費等
通年	原則1年を通しての利用	7,650 円／月	2,000 円／月
		10,000 円／月 （8 月のみ）	
土曜日保育	土曜日1日保育	500 円／回	昼食代 400 円/食
長期休業期間のみ （短期利用）	① 春休み（4/1～入学式） ② 夏休み（終業式～8/31） ③ 冬休み（終業式～冬休み最終日） ④ 春休み（修了式～3/31）	1,500 円/日	0 円（保育料に含む）

○土曜日一日保育料 保育料 500 円（おやつ代含む）＋昼食代 400 円は当日集金します。

○早朝保育料（7:30～8:00）延長保育（18:00～19:00）

早朝・延長保育料 各2,500円/月

通年利用者の①・④の期間の早朝保育料

短期利用者の①・④期間の早朝・延長保育料

各1,500円/月

通年利用者は保育料と合わせて口座より引き落としとなります。

※早朝・延長保育は事前申請となります。申請後利用がなかった場合でも返金はありません。

※通年利用者の延長保育料は毎月引き落としです。

※短期利用者の早朝・延長保育料は4月、8月、1月、3月に保育料と合わせて集金します。

変更する場合は前の月の10日までに変更届をキッズルーフへ提出してください。

[保育料の納入方法]

口座振替により納めて頂きます。毎月27日引き落とし（土・日・祝日により変更あり）

基本的に年間で在籍を見越した料金となるため、利用が無い月でも保育料は発生します。

[保育時間内における賠償問題について]

保育時間内における事故は、いかなる場合においても個人責任で。

保育時間内において、学童内外のもの（学童内ガラス・近隣の車など）を傷つけた、また人にケガをさせた、などして賠償問題が生じた場合、その原因がいかなる場合においても、その児童の保護者の責任となります。当事者の保護者は費用の支払い、保険手続き等、迅速に対応をお願いします。

なお、個人賠償保険につきましては学童では全員に加入を強いてはいませんが、万一の場合に備えて個々で加入をして頂くことをお勧めします。※施設備品を破損の場合、全て実費でお願いします。

[損害保険について]

保育時間内に、子どもがケガをした場合に支払われます。不慮の事故に備えて全員が加入します。

保険料・・・一人あたり1,500円/年 ※保育料と合わせて引き落とし

加入例・・・死亡・後遺症 224,5万円

入院日額 1,500 円（事故の日より 180 日目までの 180 日分）

通院日額 1,000 円（事故の日より 180 日目までの 90 日分）

なお、敷地外での習い事、施設内外の物損、車両などの破損、支援員の管理外での事故につきましては、こちらの保険が適応されませんのでご了承ください。

〔警報発令時・災害時の保育〕

① 保育時間中に「暴風警報」「暴風雪警報」（常滑）が発令された場合

- ・発令された時点で学童での保育運営を中止します。速やかにお迎えをお願いします。
- ・その他の警報（大雨警報・洪水警報・大雪警報）が発令された場合、または、万が一火災や地震による災害があった場合には、その状況に応じて中止することがあります。
- ・特別警報が発令された場合は、中止となります。発令された場合には直ちにお迎えにきてください。

② 長期学校休業期間や代休日、土曜日に、学童が開所する前に「暴風警報」や「暴風雪警報」（常滑）が発令されている場合

ア 午前6時00分までに解除された場合、平常通り行います。

イ 早朝利用については、午前5時30分までに解除された場合は平常通りです。午前5時30分以降解除された場合、2時間を経ってから保育を行います。

ウ 午前6時00分から午前11時00分までに解除された場合は、2時間を経ってから保育を行います。

エ 午前11時00分を過ぎた後に解除された場合、または引き続き発令中の場合は、当日の保育を中止します。

③ 小学校にいる時に「暴風警報」「暴風雪警報」（常滑）が発令された場合、学校から自宅に下校します。

学童は閉所となります。また、地震注意報が出された、大震災が発生した場合も学童に下校することができません。緊急の避難場所を各ご家庭で相談の上、お子様にお伝えください。

津波発生時や大津波警報等が発令された場合の避難場所→ 常滑東小学校

状況により避難場所へ移動することもありますので、お迎えの参考にしてください。

[感染症（インフルエンザ等）の学級閉鎖時の対応]

- ・ 学校が感染症等により学級閉鎖の時は受入れできません。

学級閉鎖は感染症拡大防止の観点から実施されるため、該当の学級の児童については自宅待機中、学童は利用できません。

- ・ また学級閉鎖に伴い、早帰りとなった場合も利用できません。児童の健康、安全のためご理解とご協力をお願い致します。

[事故・病気の対応]

●保育時間内のケガ・病気●

保育時間中は児童の安全を守ることを第1に考えていますが、万一事故がおきた場合は、応急処置や医療機関への連絡など必要な措置を行います。その際には状況を直ちに保護者に連絡をします。

病気の場合は、可能な限り最善の対応をしますが、支援員の判断で保護者に連絡をとり、必要とあれば迎えに来てもらいます。また、特に留意して支援ができるように、お子様の体調等で気になることがある場合には事前に支援員までお知らせください。

●学校でのケガ・病気●

学校にて児童がケガをした時や病気になった場合は、学校より保護者に連絡が入ります。そのまま学童を欠席される場合、忘れずに欠席のご連絡をお願いいたします。また、ケガや病気による配慮が必要な場合は支援員までお知らせ下さい。

[学童での昼食]

学童での昼食は、**学童で注文（1食400円）**または**お弁当持参**となります。

- ① 学校行事の振替休日の昼食は、基本的にお弁当持参をお願いします。
- ② 長期休みは学童の給食またはお弁当もちで事前選択しお申込みいただきます。
※日毎の変更や期間中に選択の変更（お弁当→注文、注文→お弁当）はできません。
- ③ 長期休みの月曜日、祝日明け、行事日（ボーリングや映画等）はお弁当持ちです。
- ④ 土曜日保育時は外出等の都合もあるため、学童での給食注文のみとなります。

※給食注文の場合、近くのスーパーまで買いに行ったり（買物実習）、外注の注文弁当をとったりすることもあります。

※学校式典で給食がない場合、お弁当持ちを選択した家庭はお昼の時間までに学童にお弁当を届けていただくか、学校に行く際にお子様に持たせてください。

※学童の給食におかわりや余りが出た際にお弁当を選択した児童にお分けすることが出来ないため、お弁当の量をお子様とご相談の上、必要な量、食べきれる量をお持ち下さい。

[昼食のキャンセルについて]

前日、当日の欠席によるキャンセルは返金致しかねます。**2日前**までのご連絡をお願いします。（昼食の買い出し準備等が必要なためご理解ください）

[一日保育日の外出]

一日保育日に外出をすることもあります。先に予定をお知らせしますが、基本的に全員で出かけます。遅刻・早退のないようにご確認ください。

また、外出に費用がかかる場合は参加者の自費負担となりますのでご了承ください。返金等があれば、外出後にお返しします。

[宿題]

宿題の時間は20分とします。その他、自由時間にて自己管理のもと行うものとします。

1・2年生については、学童にて宿題の時間を必ず取り、声掛けは致しますが、強制はしません。

ご家庭でそれぞれ話し合い、決まり事をして下さい。また、**タブレットを使った宿題、音読に関してはお家でしていただきます。**3年生以上については、自己管理がある程度でき、下校時間も遅いため各自の判断に任せます。塾のように「学習指導」中心ではなく、あくまで「生活習慣支援」の一環としての位置付けですので、ご了承のうえ、必ず家庭でも学習内容の確認をお願いします。また、宿題ノートなど学校に忘れた場合、取りに行くことができません。

【出欠席連絡】

前月の25日までに学童管理システムコードモンにて利用日申請の入力をお願いします。

☆欠席など変更連絡はコードモンにて早めにお知らせ下さい☆

当日欠席の場合、コードモンにて連絡を。**13時以降の連絡は電話**でお願いします。

☆学童を欠席する時（学校を早退したとき）

☆学童を早退する時

☆体調が悪い時（外遊びを控えさせたい時など）

☆迎えが遅くなる時（お子様が心配になってしまいます。）

子どもの安全を守るため、またよりよい保育と支援を行うためにも必要なことです。連絡なく欠席されると、支援員はその子の帰りをとても心配します。また、お迎えが遅くなる時などは支援員だけでなく、待っている子どもの心の不安にもなります。必ず電話で連絡をお願いします。

曜日によって定期的に休む場合は、管理システムコードモンにて毎月25日までに入力必須の利用日申請にて都合欠申請して下さい。

〔学童への送迎〕

学童での子どもの生活ぶりを少しでも感じていただけるように、保護者が送迎してください。

支援員と父母とのコミュニケーションをはかれる貴重な場でもあります。

〔学童を継続して下さい。年度途中での退所はご遠慮ください〕

運営の都合上、支援員も年間を通した保育を計画しており、1年間の在籍を見越して予算を組み入れますので、年度途中での退所はご遠慮下さい。また、途中休所には応じかねます。

やむをえない事情で退所される場合は、退所を希望する月の前月の20日までに、「退所用紙」に記入の上、支援員まで届け出て下さい。前月20日をすぎますと、翌々月の退所扱いになりますのでご注意ください。

例：4月15日に退所届を提出→5月末に退所

4月21日に退所届を提出→6月末に退所

※【児童育成クラブ入所基準】P.10 に該当しなくなった場合は退所となります。

※集団生活が不適當・危険と認める児童については利用が出来なくなる場合があります。

学童保育は、保護者の就労に伴う留守家庭児童の放課後の安全を守ると同時に、子どもたちが一定の集団の中で、継続した活動を行うことで、成長・発達することを目的としています。支援員も毎日の継続した保育を計画しています。特別な事情のない限り、継続して通所して頂くようお願いします。

☆どんな小さな事でも支援員までお申し出下さい☆

<学童はお子様の応援団です>

[学童の1日]

♪放課後♪	♪学校休業日♪	♪土曜日♪
10:30 開所	8:00 開所(早朝保育7:30~)	8:00 開所
下校後 宿題・自由遊び	9:00 宿題・勉強	(早朝保育なし)
15:45 おやつ	9:30 始まりの会	10:00 始まりの会
おやつ後 宿題・自由遊び	10:00 ラジオ体操	自由遊び(外出)
~お迎え~	その後、自由遊び(外出)	昼食(調理実習・お買い物など)
18:00	昼食(調理実習・お買い物など)	昼食後 掃除・室内遊びなど
~延長保育~	昼食後 掃除・室内遊びなど	14:00 ゲームタイム
19:00 閉所	14:00 ゴロゴロタイム	15:00 おやつ
	15:00 おやつ	自由遊び ~お迎え~
	自由遊び ~お迎え~	18:00 閉所
	18:00	(延長保育なし)
	~延長保育~	
	19:00 閉所	

児童育成クラブ入所基準

家庭外就労	父母および同居の祖父母が以下の条件をすべて満たす場合 1 昼間（8時～18時）において、概ね4時間以上居宅外で就労をしており、その終了時間が14時以降（ただし、長期学校休業期間のみの場合は終了時刻が14時以降でなくても可）である。 2 1の就労日数が毎月15日以上である。 3 児童の育成に当たる者がいない。
保護者等が病気	保護者が病気等や出産等で入院し、児童の育成に当たる者がいない場合
災害	火災、風水害等により、児童が居宅を失い、または破損した場合において、その復旧のために児童の育成に当たる者がいない場合
その他	上記のほか、児童の育成に欠けると認めた場合

※同居の祖父母、叔父、叔母についても就労証明書等が必要になります。ただし65歳以上の場合は必要ありません。（令和7年4月1日現在）

✓2カ月間連続で利用しなかった場合は、退所手続きをしていただく場合があります。

✓入所基準に該当しなくなった場合は、退会となります。

（例えば、仕事を辞めた場合は入所基準を満たさなくなります。）

✓正当な理由なく利用料を滞納した場合、利用ができなくなる場合があります。

✓集団生活が不適當、危険と認める児童は、利用ができなる場合があります。

✓土曜日の利用は毎月申請が必要です。就労証明の提出対象者、全員が就労等により児童が家で過ごすことができない場合に、利用可能です。

✓開所日であっても、児童の利用予定がない日及び児童の利用予定がない時間帯は開所しません。

また開所している場合も児童の利用が終了し次第閉所します。